

東京都動物愛護管理推進計画

～ 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して～

平成19年4月



東京都福祉保健局

目 次

はじめに	1
第 1 動物愛護管理推進計画策定の考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 性 格	2
3 期 間	2
第 2 計画の基本方針	3
1 人と動物との調和のとれた共生社会の実現	3
2 連携・協働による施策の推進	4
3 施策展開の方向	8
第 3 東京都動物愛護推進総合基本計画の成果と課題	9
1 数値目標の達成状況	9
2 主なプランの取組状況等	9
第 4 課題への具体的取組	14
1 飼い主の社会的責任の徹底	14
施策-1 適正飼養の普及啓発の強化	17
施策-2 犬の適正飼養の徹底	18
施策-3 猫の適正飼養の徹底	19
施策-4 特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底	20
施策-5 高齢動物の飼養への対応	21
2 事業者の社会的責任の徹底	22
施策-6 動物取扱業の監視の強化	24
施策-7 動物取扱業への指導事項の拡大	25
施策-8 動物取扱業の資質の向上	25
施策-9 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援	27
施策-10 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応	27
3 地域特性を踏まえた取組の推進	29
施策-11 動物愛護推進員の活動の活性化	31
施策-12 集合住宅における動物の適正飼養の推進	32

施策-13	高齢者の動物飼養への支援	3 2
施策-14	地域の飼い主のいない猫対策の拡充	3 3
施策-15	小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	3 3
4	致死処分数減少への取組	3 5
施策-16	動物の譲渡拡大のための仕組みづくり	3 7
5	都民と動物の安全の確保	3 8
施策-17	動物由来感染症への対応能力の向上	4 0
施策-18	動物由来感染症の普及啓発	4 1
施策-19	災害発生時の動物救援機能等の強化	4 2
施策-20	区市町村の災害時対策の推進	4 3
第5	計画の推進	4 4
1	計画の周知	4 4
2	計画の実施体制の整備	4 4
3	区市町村との連携推進	4 4
4	関係団体との連携推進	4 4
5	達成状況の評価と計画の見直し	4 5
資 料		
1	東京都動物愛護管理審議会答申 「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について」の概要	4 8
2	東京都動物愛護管理審議会委員名簿、小委員会委員名簿、検討経過	4 9
3	動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）	5 0
4	東京都動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）	5 1
5	動物行政体系図	5 2
6	主な動物関係法と対象動物	5 3
7	災害時における動物保護体制（東京都地域防災計画 抜粋）	5 4

はじめに

～人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して～

少子高齢化、核家族化が進行する中で、ペットショップ等の動物取扱業の増加や多数の動物の飼養などに見られるように、都民の動物飼養への志向は高まっています。動物は、単なる愛玩^{がん}の対象から、「家族の一員」あるいは「人生のパートナー」とみなされ、飼い主と動物は深い関わりを持つようになってきました。

その反面、動物飼養に関する理解不足を原因とした遺棄や虐待、飼養マナーの欠如による近隣への迷惑行為、地域における猫の管理をめぐる意見の相違、ペットショップでの不適切な管理など、動物愛護管理に関して、多くの課題が山積していることも事実です。

都は、平成 16 年 3 月、東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、東京都動物愛護推進総合基本計画を策定し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取組を行ってきました。平成 24 年度までの 10 年間を計画期間として、適正飼養の推進や健康危機管理対策の充実等を図るための 30 の具体的施策とともに、動物の致死処分数の半減、犬や猫の返還譲渡率の向上などの数値指標を定め、施策の推進を図ったものです。

一方、国は、平成 17 年 6 月、動物の愛護及び管理に関する法律を改正し、国の定める動物の愛護管理推進に関する基本指針に基づき、都道府県に区域の動物愛護管理推進計画を定めることを義務付けました。

都は、動物愛護管理推進計画を策定するに当たり、平成 18 年 2 月、大都市東京の実態を踏まえた動物愛護管理行政の展開を図るため、「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」について東京都動物愛護管理審議会に諮問しました。同年 12 月の答申では、これまでの実績と国の基本指針を踏まえ、計画の見直しを行い、時代に即した動物愛護管理行政の更なる進展が必要であるとしています。

本計画は、この答申を踏まえ、新たな数値目標等も定めた上で策定したものであり、今後、家族の一員としての動物の存在意義が高まるとともに、動物が地域社会に深い関わりを持つことが予測される中で、動物が地域社会において受け入れられるよう、より実効ある施策を展開していく道筋を表したものです。

今後、この計画を着実に実施していくことにより、東京において真に人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します。

平成 19 年 4 月

東京都

第1 動物愛護管理推進計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

東京都動物愛護管理推進計画（以下、「本計画」という。）は、少子高齢化、核家族化の進行、飼養数の増加という今日の動物を巡る状況を踏まえ、飼い主、事業者、地域の住民など、動物に関わるすべての人々による、人と動物との調和のとれた共生社会実現に向けて、都が取り組む具体的な計画として策定しています。

2 性格

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）第6条及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（以下、「条例」という。）第2条に基づく計画であり、平成15年度策定の東京都動物愛護推進総合基本計画（以下、「前計画」という。）を見直し、再構築したものです。

また、都民、区市町村、動物愛護団体など、動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針としての性格を持つものです。

3 期間

本計画の期間は、平成19(2007)年度から平成28(2016)年度までの10年間とします。

第2 計画の基本方針

1 人と動物との調和のとれた共生社会の実現

～東京都動物愛護管理審議会答申を踏まえて～

平成18年12月にまとめられた東京都動物愛護管理審議会の「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」についての答申は、少子高齢化、核家族化が進行していく中で、東京という過密な大都市での動物飼養数の増加は、動物の存在を家族内にとどめておくことを困難にし、地域の人々も動物を巡る種々の問題と関わらざるを得なくなると指摘しています。そのうえで、「家族の一員から地域の一員へ」をキーワードとして打ち出し、今後目指すべきは、動物愛護管理の推進が地域コミュニティの活性化を促し、それを基盤として更なる動物愛護管理につながる発展の連鎖を生み出す社会でなければならないとしています。

また、共生社会の実現に向けた都の役割として、次の3点を挙げています。

区市町村による動物愛護管理施策やボランティアの活動を支える取組
動物取扱業の監視指導など広域的取組を要する分野への対応
動物由来感染症など専門性を要求される分野への対応

さらに、取り組むべき主な課題として、次の5点を挙げています。

飼い主の社会的責任の徹底
事業者の社会的責任の徹底
地域の取組への支援
致死処分数減少への取組
都民と動物の安全の確保

都は、この答申を受け、飼養される動物が地域において受け入れられる存在となる社会を目指し、より実効ある施策を推進していきます。

具体的には、今日の動物を巡る問題の多くが、個々人の努力だけで解決できるものではなく、地縁に基づくコミュニティの希薄化などが背景に横たわっている状況を踏まえ、地域コミュニティの再生・活性化を視野に置いた動物愛護管理行政の展開を目指すものです。

2 連携・協働による施策の推進

動物愛護管理に関する課題は、飼い主の飼養マナーの欠如による近隣への迷惑行為、飼い主のいない猫を巡る意見の相違によるトラブルなど地域に密着したことから、動物の捕獲・収容、動物取扱業の監視、特定動物の飼養保管許可等、広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々です。また、それぞれの課題に対しては、東京都、区市町村、動物愛護団体等、多くの主体が関わっています。

都はこれまでも、前計画において、実施主体の役割分担の明確化と協働体制の整備の重要性について言及してきましたが、真に人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、その考え方を、従来の飼い主と動物の関係に主眼を置いたものから地域社会との関係に主眼を置いたものへとシフトし、改めて各主体の連携・協働による取組を推進していくことが必要になっています。

(1) 東京都の役割

都には、動物取扱業の登録と監視指導、動物の捕獲・収容と返還・譲渡、動物由来感染症対策、災害時の動物救援等、広域的・専門的な役割があります。また、区市町村の動物愛護管理施策や、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティアなどによる地域に根ざした活動が、都内全域で実施されるように支援し、計画全体の着実な進行を図るコーディネーターとしての役割を果たしていく必要があります。

(2) 区市町村の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものです。そのため、そうした課題解決には、地域の実情に応じたきめ細かな主体的取組が不可欠となります。なかでも区市町村には、地域における動物愛護管理の担い手の活動を支援するとともに、動物の愛護と適正飼養に関する飼い主の社会的責任の自覚を促し、動物の飼養に対する地域住民の理解を促進していく重要な役割があります。

また、震災等の災害発生時には、区市町村が設置する避難所等に、飼い主が動物を同行して避難してくることが想定されることから、避難所における動物の取扱いについて一定のルールを設け、必要に応じた設備や物資の備蓄等を行う必要があります。

(3) 飼い主の役割

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、飼い主が果たすべき役割の基本は、法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じて生涯にわたり適正に飼養するという責務を果たすことです。そのためには、飼養開始前の段階から、動物の問題行動の可能性、飼養に要する経費、高齢動物の世話などについても、十分理解して対応しておく必要があります。

また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、主体的に行動していくことが求められます。

(4) 動物取扱業者の役割

動物販売業等の動物取扱業者は、都民に健康な動物を提供するとともに、購入者に飼い主責務の浸透を図るなどして、人と動物との調和のとれた共生社会実現の一翼を担う社会的な役割を負っています。

このため、動物愛護管理法では動物取扱業者に対して、適正な施設の維持管理と動物の取扱い、購入者への動物飼養に関する重要事項の説明、売買の記録と保管等について、確実に実施することを求めています。

(5) 都民の役割

人と動物との調和のとれた共生社会は、都民一人ひとりの自覚的な行動なしには実現しません。そのため、都民には、人が動物に対して抱く感情は様々であることを前提として、地域コミュニティの中で動物を愛護すべきと考える人と動物に対して必ずしも好意を持たない人との相互理解を進め、我慢や対立ではなく、受容と調和による関係を築いていく努力が求められます。

(6) 動物愛護推進員の役割

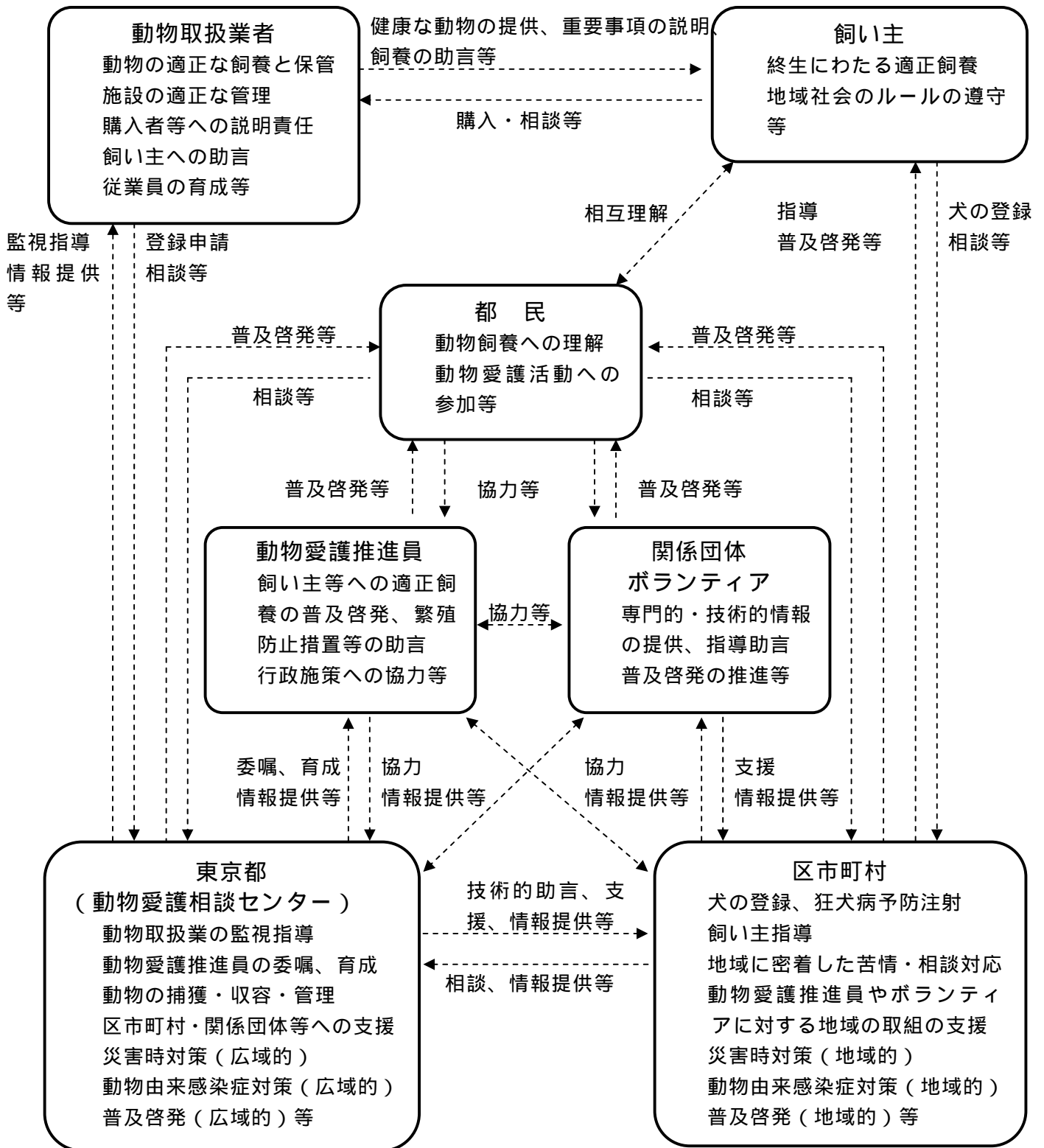
動物愛護に熱意と識見を有する都民の中から知事が委嘱する動物愛護推進員には、地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されており、法令により次の活動を行うこととされています。

犬、猫等の動物の愛護と適正飼養について住民への普及啓発
住民の求めに応じた、犬、猫等のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言
犬、猫等の譲渡のあっせん、その他の支援
行政の動物愛護管理施策への協力
飼い主に対する犬、猫等の飼養に関する助言

(7) ボランティア、関係団体等の役割

ボランティアや関係団体の役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、とりわけ動物愛護団体や獣医師の団体は、行政の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、都や区市町村のパートナーとして、人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引して行くことが期待されています。

動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係



3 施策展開の方向

本計画では、東京都動物愛護管理審議会答申によって提示された取り組むべき主な課題を基本的な枠組みとして、施策展開の方向を以下の5項目に整理しました。

その上で前計画の実績等を踏まえて、施策実施レベルの具体的課題を明らかにし、従来の事業を見直すとともに、新規事業を加えて計画化しています。なお、主な事業には年次計画を設定しました。

(1) 飼い主の社会的責任の徹底

地域において動物に関わるトラブルをなくし、動物の存在が地域の人々によって受容される社会づくりに向けて、飼い主の社会的責任という視点からの適正な飼養、飼い主によるマナーとルールの遵守の徹底等を軸とする施策展開を行います。

(2) 事業者の社会的責任の徹底

動物を飼おうとする多くの人々が最初に出会う動物取扱業者が、社会的な自覚を持った飼い主育成の担い手としてその役割を十全に果たしていくよう、資質の向上を図るとともに、適時適切な監視指導を行うなど、事業者の社会的責任を明確にするための施策を実施します。

(3) 地域特性を踏まえた取組の推進

動物を巡る地域社会の問題解決力の向上を目指して、都と区市町村とが各々の役割分担のもと、緊密に連携して課題への対応を図るとともに、動物愛護推進員や動物愛護団体との連携・協働を促進し、地域の実情に応じた多様な取組を進めます。

(4) 致死処分数減少への取組

前計画の実績や国の基本指針を踏まえ、更なる致死処分数の減少に向けて、適正飼養の普及による遺棄の防止、飼い主のいない猫対策の一層の推進など、様々な施策を展開するとともに、譲渡団体等との連携強化による返還譲渡率の増加を目指します。

(5) 都民と動物の安全の確保

人と動物を取り巻く環境変化に伴い、感染リスクが増加している動物由来感染症への的確な対応や、災害発生を想定した対策を充実させることにより、人と動物の安全確保を図ります。

第3 東京都動物愛護推進総合基本計画の成果と課題

1 数値目標の達成状況

都は平成16年3月、平成15年度から24年度までを計画期間とした東京都動物愛護推進総合基本計画を策定し、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するために、「都民等との連携と協働の推進」、「飼い主責務の徹底と情報の提供」、「都民の健康と安全の確保」の三つの基本的視点に基づき、10年後の具体的な数値指標を定めて、全体の施策推進に取り組んできました。

計画3年目の平成17年度末現在の実績は、「動物の致死処分数」については、14年度に比較して10年後には50%減らすとしていましたが、既に41.7%減少しています。「犬・猫等に関する苦情件数」については、25%減少という10年目の目標に対して、41.9%の減少となっています。また、「犬の返還・譲渡の割合」については、73.2%を10年後に80%に増やすとしていたところ17年度末で78.0%、同じく「猫の返還・譲渡の割合」については、1.6%を3%に増やすとしていたところ4.2%となっています。いずれも当初の想定を上回って達成しており、進捗状況は良好です。

指 標	目標(24年度)	14年度実績値	17年度実績値
動物の致死処分数	50%減らす	11,322頭	6,598頭(41.7%)
犬・猫等に関する苦情件数	25%減らす	30,976件	17,989件(41.9%)
犬の返還・譲渡の割合	80%に増やす	73.2%	78.0%
猫の返還・譲渡の割合	3%に増やす	1.6%	4.2%

2 主なプランの取組状況等

基本的視点に基づき策定された30のプランを中心に具体的施策の展開を図ってきました。主な施策の取組状況と今後の課題は次のとおりです。

飼い主のいない猫との共生支援事業の普及推進

[取組状況]

平成13年度から15年度まで実施した「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」では、地域住民が主体となり、ボランティアや行政と協働して、地域の飼い主のいない猫を適正に管理するため、30のモデル地域を指定し、共生支援事業に取り組みました。実施結果を基に、普及啓発のためのガイドブックを平成17年度に作成し、初期のモデル実施の段階は終了しました。

[今後の課題]

飼い主のいない猫対策が、都内全域で地域特性を踏まえて活発に展開されるよう、取組が緒についたばかりの地域や効果的対策が見出せず苦慮している地域等に重点を置いた支援を行っていく必要があります。

また、飼い主のいない猫対策について一般的理解が十分ではなく、取組に支障を来す場合があることから、社会的認知度の向上が課題となります。

動物愛護推進員の委嘱と活動推進

[取組状況]

動物愛護推進員には、適正飼養の普及啓発、動物の保護、行政施策への協力等、地域における様々な動物愛護管理活動の中心的な役割が期待されています。平成 15 年度に動物愛護団体等から推薦された約 100 名への委嘱に始まり、区市町村からの推薦、一般からの公募へと毎年委嘱対象を拡大し、平成 17 年度に委嘱規模が約 300 名となり、当初の目標を達成しました。

[今後の課題]

動物愛護推進員の活動は、配置人数、個人の取組姿勢、区市町村の支援体制の多少に負うところがあり、地域によって差が見られることから、動物愛護推進員の資質向上と区市町村と動物愛護推進員との連携を推進するとともに、区市町村の実情等を踏まえ、委嘱規模の見直しについても検討する必要があります。

返還・譲渡の推進

[取組状況]

動物愛護相談センターに捕獲・収容された犬、猫等については、飼い主への返還促進のため、ホームページでの収容動物情報の公開や、身元表示の普及啓発等に取り組んできました。また、収容期限を過ぎた動物、やむを得ない理由により飼い主から引き取った犬、猫については、個人への譲渡のほか、ボランティア団体との連携により、譲渡数の拡大を図りました。

[今後の課題]

適正飼養の普及により、動物愛護相談センターに捕獲・収容される犬、猫等は減少してきたものの、逸走による保護、飼い主や拾得者からの引取り等が 9 千頭に上ることから、逸走防止、身元表示の徹底、不妊去勢手術等、適正飼養の更なる推進が重要です。

引取り等した動物をできる限り譲渡し、致死処分頭数を減少させるため、譲渡の仕組みの改善、譲渡団体との一層の連携等が課題となります。

動物取扱業者への監視指導体制の整備と対応の強化

[取組状況]

条例に基づき登録された動物の販売、貸出し、展示等を行う動物取扱業者に対する監視指導の件数は、平成 15 年度までは年間 500 件前後でしたが、平成 17 年度には年間 800 件程度まで増やし、動物の適切な取扱いや施設の維持管理等についての指導を強化してきました。

なお、平成 18 年 6 月の動物愛護管理法施行により、動物取扱業の登録制度の導入、インターネット販売等の施設を持たない業態の規制対象への追加、新たな登録基準・遵守規準の設定が行われたことから、都内の約 2,000 以上の動物取扱業者に対して、動物愛護管理法に基づく登録を指導しています。

[今後の課題]

監視指導等を通じて、動物愛護管理法に基づく動物取扱業の登録基準・遵守規準の確実な履行や、より適切な事業運営を行うための自主管理の推進など、動物取扱業の質の維持・向上を図っていくことが必要です。

動物販売時の購入者に対する啓発指導の推進

[取組状況]

条例に基づき、動物の販売時に、適正な飼養方法、必要な設備等を販売業者が購入者に説明するよう指導してきましたが、平成 18 年 6 月の動物愛護管理法施行により、事業者に対し販売時における購入者への重要事項の説明が義務化されました。

[今後の課題]

動物取扱業者が実施する飼い主の社会的責任に関する説明の内容や、幼齢な犬・猫の販売制限の具体的方法などを明示して、購入者に対する啓発が的確に行われるよう、動物取扱業者への指導を強化していく必要があります。

動物愛護相談センターの感染症対策拠点整備

[取組状況]

動物由来感染症が発生した場合、動物愛護相談センターが動物の調査、隔離、検体採取、汚染拡大防止等の専門的な役割を果たすため、感染症対応マニュアルの整備、感染動物の取扱いに必要な機材の整備、発生を想定した訓練等を行ってきました。

[今後の課題]

狂犬病など、海外からの感染症の侵入や、動物から人への感染リスクの増加が危惧されることから、動物愛護相談センターにおける動物由来感染症対応機能の一層の強化が必要です。

動物由来感染症発生動向監視体制の充実

[取組状況]

動物由来感染症の発生動向を把握するため、ペットショップ等における病原体保有状況調査、ウエストナイル熱、エキノコックスの都内侵入監視体制の構築に取り組んできました。

[今後の課題]

効率的に動物由来感染症発生動向を把握するため、ペットショップ等だけでなく、動物病院の疾病動物を対象としてモニタリングを行うなどの取組が必要です。

< 国の動物愛護管理推進のための基本指針 >

動物愛護管理法第5条第1項の規定に基づき、平成18年10月31日に告示された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「国の基本指針」という。）の概要は次のとおりです。

国の基本指針の概要

1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

- ・ 命に対する感謝と畏敬の念を動物の取扱いに反映
- ・ 周囲に危害や迷惑をかけないように、飼い主は、動物の飼養・保管に伴う責任を十分に自覚すること
- ・ 動物の愛護及び管理について共感と参加を呼び起こすことのできる理念の形成

2 今後の施策展開の方向

- ・ 動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施
- ・ 不妊去勢措置の推進により、犬及び猫の引取り数を半減（42万頭 21万頭）
- ・ 普及啓発、個体識別等の推進により、動物の遺棄防止等を徹底
- ・ ガイドラインの策定等により、所有者のいない猫等の適正管理を推進
- ・ 登録制度の着実な運用により、動物取扱業の一層の適正化を推進
- ・ 動物愛護推進員の委嘱を推進
- ・ 「3Rの原則*」や実験動物の飼養保管等基準の周知
- ・ 動物の救護等の体制の整備と逸走防止や所有明示等の所有者責任の徹底
- ・ 科学的な知見等に基づいた施策展開のための調査研究を推進

3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

- ・ 計画期間は、原則として平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間
- ・ 計画の記載項目は、動物の愛護及び管理に関する基本的な方針、動物の適正飼養の施策、普及啓発に関する事項、必要な体制の整備等、地域の事情に応じて検討
- ・ 策定に当たっては、多様な意見の集約及び合意形成の確保に努める。

4 基本指針の点検及び見直し

- ・ 毎年、基本指針の達成状況の点検等を行う。
- ・ 策定後、5年目に見直しを検討する。

* 3Rの原則

国際的に普及、定着している動物実験を行う際に留意すべき事項で、「苦痛の軽減（Refinement）」、「使用数の削減（Reduction）」、「代替法の活用（Replacement）」をいう。

第4 課題への具体的取組

1 飼い主の社会的責任の徹底

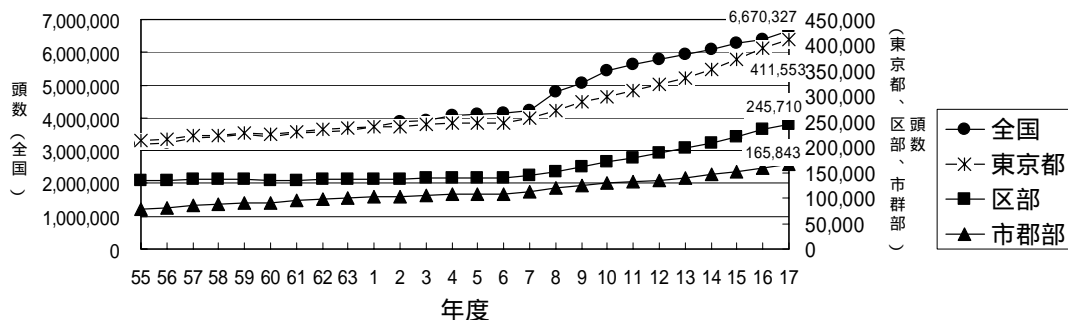
現 状

< 犬の飼養数の増加 >

全国、東京都ともに、犬の登録数が増加しています。

ペットフード工業会の調査では、平成 17 年度の全国の犬の飼養頭数は、登録数の 2 倍の約 1,300 万頭と推計されていることから、都においても相当数の未登録の犬が飼養されていると考えられます。

犬の登録頭数の推移



< 犬の狂犬病予防注射接種率の低下 >

全国、東京都ともに平成 11 年度には狂犬病予防注射接種率が 80% 台でしたが、平成 17 年度には全国が 73.8%、東京都が 75.1% まで低下しています。

登録された犬以外に多数の未登録の犬が飼養されていると推定されることから、実際の接種率は更に低いものと考えられます。

平成 17 年度に動物愛護相談センターが捕獲・収容、引取り等を行った犬の一部に対して行った血中の抗体価測定結果を見ると、有効抗体を保有していたのは 198 頭のうち 112 頭 (56.6%) となっています。

< 犬によるこう傷事故の発生状況 >

都区における動物関連の事故は、平成 17 年度には 343 件の届出があり、そのほとんどは犬によるこう傷事故です。

事故の多くは犬を散歩させる際に起きており、しつけの不徹底、他者に対する配慮の不足などが原因となっています。

< 猫の飼養状況 >

平成 9 年度の猫の飼養実態調査では、飼い猫 105 万頭（屋内飼養 60 万頭、屋外飼養 45 万頭）、飼い主のいない猫 11 万頭に対し、平成 18 年度の調査では、飼い猫が 84 万頭（屋内飼養 65 万頭、屋外飼養 19 万頭）、飼い主のいない猫が 12 万頭いると推定されています。調査結果では、猫の飼養頭数は減少していますが、屋内飼養の割合が大きく増えています。また、飼い主のいない猫はやや増加していることが分かりました。

都内の猫の飼養数又は生息数の推定

	屋内飼養	屋外飼養	飼い主なし	計
平成 9 年度	約 60 万頭	約 45 万頭	約 11 万頭	約 116 万頭
平成 18 年度	約 65 万頭	約 19 万頭	約 15 万頭	約 99 万頭

【平成 18 年度の調査の概要】

1 調査期間

平成 18 年 9 月 8 日から平成 18 年 12 月 28 日まで

2 調査地域

島しょを除く都内 10 か所（平成 9 年度と同様の地域）及び、「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」のモデル地域 6 か所

3 調査内容

（ 1 ）アンケート調査による飼養頭数の推計

調査地域に 4600 通配布、1131 件回収（回収率 24.6%）。集合住宅、戸建別に飼養率と 1 戸あたりの平均飼養頭数を求め、都内の住居形態別戸数にかけて飼養頭数を推計しました。

（ 2 ）現地調査による屋外猫の飼養・生息数の推計

平成 9 年度と同じ 10 か所の調査対象地域に設定したルート周辺で、目視確認した個体数と調査地域の面積を基に屋外猫の総数を推定し、首輪装着率から屋外飼養猫と飼い主のいない猫の数を推計しました（平成 9 年度調査と同一の手法）。

< 動物に関する苦情 >

動物に関する苦情は、都区全体としては平成 14 年度以降一貫して減少していますが、ふん尿の放置、悪臭、捨て猫、放し飼いなど、飼い主のモラル欠如やマナー不足によるものが多数を占めています。

動物別にみると、猫に関する苦情が 50%、犬に関する苦情が 43%を占めています。

数は少ないものの、ワニガメ等の特定動物や、大型のヘビやトカゲなどの八虫類が街中で発見され、社会問題となった例もあります。

具体的な取組課題

動物の適正飼養の徹底に向けて、普及啓発の実効性をより高めるため、飼養実態等を踏まえた多様な施策展開を図る必要があります。

動物を飼い始める前段階から、飼い主の社会的責任についての意識の^{かん}涵養を効果的に図っていく方策の実施

犬の登録と狂犬病予防注射の実施率の向上と、個体標識の装着の徹底による狂犬病まん延防止の体制づくり

猫の飼養三原則である「屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」の徹底を図るための効果的な普及啓発の実施

飼い主のいない猫を巡るトラブルの解決に向けて、地域全体で問題を考えるための、よりきめ細かな普及啓発の実施

特定動物の適正な管理、安易な飼養放棄の防止、マイクロチップ等による個体識別措置の徹底

動物販売業者を通じた飼い主への指導強化等、大型八虫類の飼い主責任についての効果的な普及啓発の実施

動物医療の進歩や栄養状況の改善による犬や猫の長寿化による高齢動物特有の問題への対応や終末医療と安楽死の問題についての検討

目指す姿

飼い主が責任を持って適正に動物を飼養することによって、動物に関わる近隣トラブルをなくし、動物が地域の一員として受け入れられていく社会を目指します。

施策-1 適正飼養の普及啓発の強化

(1) 動物の適正飼養に関する普及啓発

安易な飼養防止の普及啓発

動物の安易な飼養開始を防ぐため、譲渡時講習会や動物販売業者による説明の中で、病気になった場合や飼養にかかる経費、問題行動の可能性、幼齢動物の社会性獲得の問題、高齢動物の世話の問題など、飼い主の負担と責任に関する普及啓発を実施します。

普及啓発活動の場の拡大（新規）

飼い主に対する普及啓発の機会を広げるため、行政機関の窓口だけでなく、庁内連携や関係団体との協力により、飼養に必要な器材や飼料などを販売する施設、動物取扱業、動物病院等の飼い主がよく利用する施設にポスター、パンフレットを置くなど、普及啓発を行う場を拡大していきます。

インターネット販売業者のホームページを活用した普及啓発（新規）

八虫類専門店などについては、インターネット上で販売広告を掲示していることが多いため、ホームページから検索した販売業者に対して、行政からの普及啓発のための広告画像（バナー）をメールにより送付し、ホームページ上に表示するよう指導します。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
普及啓発の場の拡大	パンフレット等の作成		動物取扱業、動物病院等での配布			
インターネット販売業者のホームページを活用した普及啓発	普及啓発内容の検討		バナーの送付・表示の指導			

(2) 動物の遺棄・虐待への対応

動物の遺棄を未然に防止するため、捨て猫の多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を工夫していきます。

また、虐待を疑う事例が発生した場合に、区市町村や動物愛護推進員と連携した対応ができるよう、担当者や動物愛護推進員に対して、動物愛護先進国の手法等について、研修を実施していきます。

英国王立動物虐待防止協会では、6 か月間の研修を受けたインスペクター（調査員）が、24 時間体制で動物の救助や虐待の通報に基づく調査や告発を行っている。

施策-2 犬の適正飼養の徹底

(1) 登録・狂犬病予防接種率の向上

動物病院等での登録・注射済票交付代行の促進（新規）

狂犬病予防注射と登録・注射済票交付を同時に行えるなど、飼い主が手続きしやすい環境を整備することによって、登録と狂犬病予防接種が確実に行われるよう、区市町村における動物病院への事務委託を促進していきます。

登録又は注射済票交付の動物病院への委託を実施している区市町村（平成 18 年度）	11 区、11 市
--	-----------

飼い主が利用する施設での普及啓発（新規）

登録や狂犬病予防注射など、飼い主の義務の履行を条件としたドッグラン等の施設利用の仕組みを、施設の管理者と協議してつくっていきます。

また、東京都獣医師会や動物取扱業者の団体等と連携して、動物病院で受診する際や動物の販売時説明の際などに、登録や狂犬病予防注射の実施状況の確認を行う方法の導入について、検討を進めます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
動物病院等での登録・注射済票交付代行の促進	区市町村、獣医師会等との協議	動物病院での登録事務等の代行拡大				
飼い主が利用する施設での普及啓発	実施方法の検討	関係団体との協議				
	←		→			
	←		→			

(2) 犬によるこう傷事故の未然防止の徹底

犬のこう傷事故に伴う飼い主責任について認識の向上を図るため、重大事故の事例や、犬と飼い主とが良好な信頼関係を築くためのしつけ方法を盛り込んだテキストを作成し、動物愛護推進員による助言やボランティア団体による譲渡活動などでの活用を図ります。

(3) 地域のルール遵守の普及啓発

公園等の公共の場所で問題になっているノーリード(放し飼い)やふんの放置については、条例違反であることを周知徹底し、区市町村や動物愛護推進員との連携により、飼い主への指導を行っていきます。

(4) ドッグランボランティア等と連携した普及啓発の実施(新規)

ドッグランを利用する犬の飼い主が地域における模範的な飼い主となるよう、庁内関係局が連携して、ドッグランボランティアと連携し、登録・狂犬病予防注射・しつけ等、犬の適正飼養に関することについて、飼い主同士の交流を通じた普及啓発を実施していきます。

ドッグランを利用する飼い主自らが、ボランティアとしてドッグランの運営に関わり、利用のルールやマナーの普及啓発を行っている。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
ドッグランボランティア等と連携した普及啓発の実施	普及啓発内容の検討 ←→	←→	普及啓発の実施 →			
	関係局、ボランティアとの調整					

施策-3 猫の適正飼養の徹底

(1) 屋内飼養等の一層の推進

屋内飼養の一層の推進を図るため、交通事故や感染症の予防などの屋内飼養の利点について啓発するパンフレット等を作成して配布するとともに、区市町村と連携して、広報紙等を活用した普及啓発の実施を図ります。

また、首輪等の個体標識の装着に関しても、災害発生時においても飼い主がすぐに判明するなどの利点を、同様に周知していきます。

(2) 猫への不適切な給餌行為に関する普及啓発

適正な管理等を行わずに飼い主のいない猫にエサを与えることによる周辺への迷惑やトラブルを防止し、住民主体の飼い主のいない猫対策のきっかけとするために、エサを与える人に責任の自覚を促すパンフレットや掲示物等を作成し、区市町村を通じて町会・自治会等に配布するなどして、普及啓発を行っていきます。

施策-4 特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底

(1) 特定動物の飼い主の社会的責任の徹底

特定動物が飼養施設から逸走した場合、人に危害を与えるおそれが高く、一般の動物の飼い主以上に社会的責任の徹底が求められることから、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別措置と都への届出等を確実に実施するよう、周知を図っていきます。

(2) 大型八虫類等の飼い主の社会的責任の周知徹底（新規）

動物販売業者を通して、大型八虫類の購入者に対し、その社会的責任について周知徹底するとともに、マイクロチップ等による個体識別措置を推奨していきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
大型八虫類等の飼い主の社会的責任の周知徹底	普及啓発内容の検討 ←→	パンフレットの作成 ←→	事業者への配布、監視時の確認 →			

施策-5 高齢動物の飼養への対応

(1) 高齢動物の世話や医療の在り方の検討(新規)

東京都獣医師会や動物愛護団体とともに高齢動物の世話や終末医療と安楽死の問題などを検討し、飼い主が行うべき対応についての指針を示していきます。これを広く普及啓発していくことにより、飼い主の意識を高めていきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
高齢動物の世話や医療 の在り方の検討	内容の検討 ←→	←→ 関係部署・団体との調整	検討会の開催 ←→	指針の作成 ←→	普及啓発の実施 ←→	

2 事業者の社会的責任の徹底

現 状

< 動物取扱業の増加と監視指導 >

平成 12 年度の条例改正により動物取扱業の登録制度を導入して以来、毎年登録数が増加し、平成 18 年 5 月末現在、2,034 施設が登録されています。

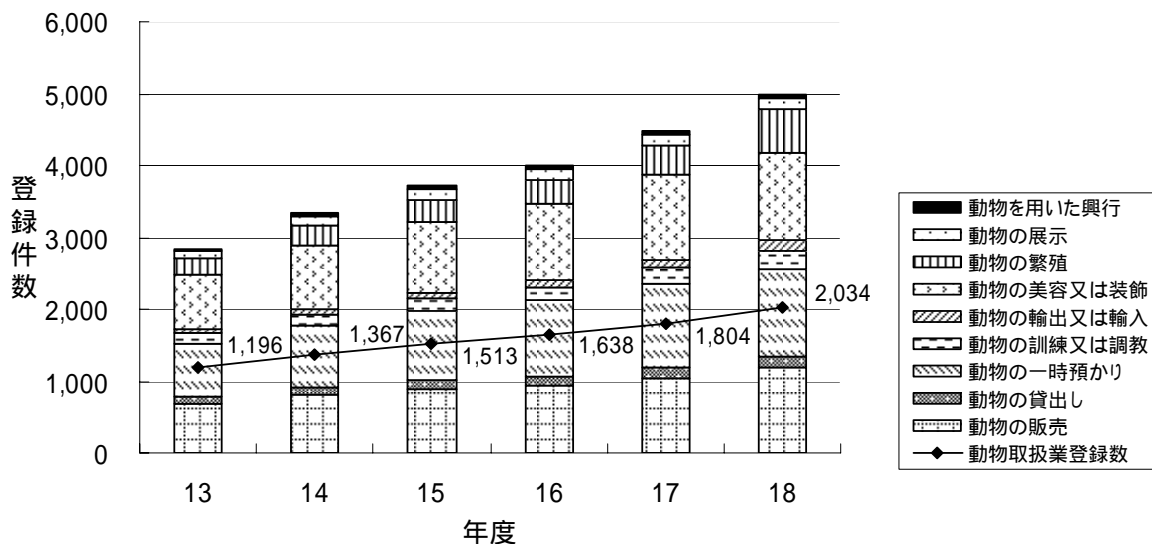
平成 17 年度末の 1,804 施設から、2 か月間で 230 件登録数が増加しています。動物愛護管理法の改正を契機に、申請が急増したものと考えられます。

平成 15 年度までは年間 500 件前後であった監視指導件数を、平成 16 年度以降は年間 800 件に増やして対応しています。今後、施設数の増加と業態の多様化に伴い、より実態に即したきめ細かい監視指導が必要になります。

動物愛護管理法の改正により、条例に基づく登録を行った事業者も、平成 19 年 5 月末までに法に基づく登録を行わなければならないとされています。

販売時の説明義務や販売記録の保存など、新たな基準が適切に遵守されるように、動物愛護相談センターが指導しています。

動物取扱業種別の推移



平成 18 年 6 月から法による登録制度に移行したため、平成 18 年度分は、5 月末の登録数を掲示した。

具体的な取組課題

動物取扱業における動物の適正管理の徹底とともに、動物販売業者が購入者等に対して飼い主としての自覚を促す社会的な役割を的確に果たしていくよう、適時、適正な指導・支援を実施していく必要があります。

無登録事業者や不適正事業者の確実な排除と法令遵守の徹底に向けた監視指導の強化

動物取扱責任者研修等、事業者、従業員の資質向上策の充実

事業者自らが施設の管理や動物取扱いの向上を図る仕組みの検討

幼齢動物の販売抑制に向けた指導の実施

動物取扱業等に従事する人材の養成施設に対する適切な支援の実施

産業動物や実験動物の愛護管理に関する基準の遵守の徹底

目指す姿

動物取扱業者が、その活動を通じて飼い主の社会的責任の自覚を促し、人と動物との調和のとれた真の共生社会創生の^{けん}牽引車となっていくことを目指します。

施策-6 動物取扱業の監視の強化

(1) 事業者評価に基づく重点的監視の実施（新規）

事業者に対する監視指導を効率的に行うとともに、事業者の主体的な取組を促進するため、事業者評価制度を構築し、事業者が守るべき基準の遵守状況を評価して、評価結果の低い事業者に対して重点的な監視指導を実施していきます。

(2) 新たな業態の監視指導の実施（新規）

インターネット販売やペットのシッターなど、動物愛護管理法改正により新たに対象となった取扱業については、事業者からのヒアリングや立入調査により、動物の流通や保管、輸送の状況等、業務の実態を把握し、業態に合わせた適切な監視を実施していきます。

(3) 特定動物の販売業者による購入者への指導の徹底（新規）

特定動物を取り扱う動物販売業者に対して、購入者の特定動物飼養許可保有状況を確認し、購入者に個体識別措置の東京都への届出や逸走防止措置を確実に実施させるよう指導します。動物販売業者による許可の確認が確実に行われるよう、監視を行う際に、販売記録に基づき指導を徹底します。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
事業者評価に基づく重点的監視の実施	評価制度の構築 ←→	評価制度の試行 ←→	評価制度の本格実施 →			
新たな業態の監視指導の実施	監視時の実態把握 ←→	監視指導方法の検討 ←→	業態に適した監視指導の実施 →			
特定動物の販売業者による購入者への指導の徹底	指導内容の検討 ←→	試行と検証 ←→	指導の実施 →			

(4) 動物愛護推進員との協働による効果的な監視指導の実施

地域での動物取扱業の状況を把握できる動物愛護推進員からの情報を監視指導に生かすため、情報提供に協力できる動物愛護推進員を募って連携することにより、効果的な監視指導を実施していきます。

施策-7 動物取扱業への指導事項の拡大

(1) 飼い主の自覚と負担に関する説明の徹底(新規)

動物販売業者が購入者に対して法令に基づく説明を行う際に、終生飼養の責務や犬の登録等の実施、飼養するための費用負担、問題行動の可能性など、動物を飼う前に理解しておかなければならない事項について、適切に説明を行うよう指導を徹底していきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
飼い主の自覚と負担に関する説明の徹底	説明用資料の作成 ←→ 指導の実施		説明用資料の見直し ←→		説明用資料の見直し ←→	
	→					

(2) 繁殖業者の出荷時期の明示指導(新規)

親から早く離された幼齢な犬や猫は、病気への抵抗力が弱く、社会性の獲得が難しい場合が多いと言われていることから、動物愛護管理法では幼齢な犬や猫の販売制限の規定がありますが、明確な基準がありません。

そこで、動物販売業者が販売する動物の生年月日を表示する際、その動物が繁殖業者から出荷された日も併せて明示することにより、親から離された時期を購入者が判断し社会性獲得の度合いを推測できる仕組みを、専門家や事業者団体の意見を聞きながら検討し、事業者が実施するよう指導していきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
繁殖業者の出荷時期の明示指導	実態調査方法の検討 ←→	実態調査 ←→	実施手法の検討 ←→	事業者団体との調整	モデル実施 ←→	指導の本格実施 →
		専門家・事業者団体のヒアリング ←→				

施策-8 動物取扱業の資質の向上

(1) 動物取扱責任者研修の充実

動物取扱責任者に、法令や動物の取扱に関する最新の情報を提供し、基準の遵守について指導するとともに、講義の後に実施する理解度確認のためのテストの内容をレベルアップし、研修内容の充実を図っていきます。

また、動物取扱責任者に選任される前の初回受講者向けには、基本的な法令等に関する知識と、求められる社会的責務についての内容を加えるなど、必要とされる知識がトータルで習得できるよう、カリキュラムを工夫し、研修の効果を高めていきます。

(2) 事業者による自主管理の推進(新規)

動物愛護管理法の趣旨を踏まえて、事業運営をより適切に行うための自主管理や従業員教育を推進するため、業種に応じた自主管理点検票及び従業員教育用のテキストを作成し、立入検査を通じて点検票等の活用による自主管理の実施を指導していきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
事業者による自主管理の推進	監視指導による実態把握		点検票・テキストの検討・作成	試行・検証		本格実施
		実施手法の検討	事業者団体との調整			

(3) 優良取扱業のモデルの提示(新規)

動物愛護の観点から、水準の高い動物の取扱いを行う事業者が都民に選択され、業界全体のレベル向上に事業者が自ら取り組んでいけるよう、事業者団体や動物愛護団体等と連携し、利用者の選択の目安となるようなモデルを検討し、提示していきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
優良取扱業のモデルの提示	監視指導による実態把握		モデル案の作成	モデルの試行		モデルの提示・都民への周知
		実施手法の検討	事業者団体等との調整			

施策-9 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援

(1) 専門学校等への支援(新規)

動物取扱業の従事者の資質の向上を図るため、将来動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校等の講師を対象として、研修会を開催するとともに、関係法令や動物由来感染症等に関する情報を提供していきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
専門学校等への支援	調査内容検討 ←	アンケート調査 ←	研修内容の検討 資料作成 ←	動物専門学校等との調整 ←	研修の実施 ←	←
		関係法令、感染症等の情報提供 ←				←

(2) 動物の適正な取扱いの確保(新規)

学校等において、講義の際に使用する動物の適正な取扱いが確保されるよう、動物専門学校での動物飼養の実態を調査し、結果に基づき、動物の愛護と適正飼養について指導していきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
動物の適正な取扱いの確保	調査内容検討 ←	アンケート調査 ←	実態調査内容の検討 ←	飼養実態調査 ←	指導の実施 ←	←

施策-10 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

(1) 畜産業者等への指導

畜産業者、養鶏業者等に対しては、許可施設である畜舎等の監視指導の際に、動物の取扱いや施設の管理について指導を行うとともに、庁内関係局が連携して、産業動物の飼養及び保管に関する基準を周知徹底していきます。

(2) 実験動物施設への普及啓発(新規)

大学、病院、研究機関などの施設の実験動物の飼養状況を把握するため、中型の

サル等の特定動物の許可を有する施設を中心に、アンケート調査等により動物の飼養状況を把握していきます。

また、庁内関係局の連携により、犬の登録等の義務や実験動物の飼養に関する基準及び動物実験に関するガイドラインを周知し、実験動物が適正に取り扱われるよう「3Rの原則」等の普及啓発を行っていきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
実験動物施設への普及啓発	調査内容の検討 ↔	アンケート調査 ↔ 普及啓発の実施		アンケート調査 ↔		アンケート調査 ↔
		—————→				

3 地域特性を踏まえた取組の推進

現 状

< 動物愛護推進員制度の運営 >

知事が委嘱する動物愛護推進員は、平成 18 年 8 月末現在 307 名、地域における動物愛護活動の中心的な役割を果たすことが期待されています。

各自治体当たりの配置人数は、区部で 4~16 人、多摩・島しょ地域で 0~11 人であり、区市町村によってばらつきがあります。

活動状況は、個人の取組姿勢や区市町村の支援体制によっても差が見られます。

< 動物が飼える集合住宅の普及 >

平成 17 年に都内で販売されたマンション約 6 万 6 千戸のうち、動物飼養が可能なものは全体の約 6 割を占め、集合住宅での動物飼養が普及してきたことがうかがえます。

< 飼い主のいない猫対策 >

飼い主のいない猫に対する考え方は人によって多様であり、地域における猫を巡る問題の解決を難しくしています。飼い主のいない猫の適切な管理に取り組んでいるボランティア活動も存在しますが、地域住民の理解が得られなかったり、区市町村の支援がないと、安定的な活動を継続することが困難なことがあります。

都は平成 13 年度から 15 年度まで、20 か所のモデル地区を指定し、「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を実施し、区市町村と東京都が連携して、地域住民の取組に対する支援を行いました。モデル地域を対象としたアンケートでは、「猫による被害減少」、「地域の環境美化」、「地域への関心向上」、「地域交流の活性化」などの効果があったことが明らかとなっています。

東京都は、モデルプランの実施結果を取りまとめた「飼い主のいない猫との共生をめざす街ガイドブック」を作成し、これを参考に区市町村に飼い主のいない猫対策に取り組むよう働きかけています。

一方、都政モニターアンケートでは、飼い主のいない猫対策への参加意向を持つ人は 16%にとどまり、この取組の認知度が未だ十分ではない状況がうかがえます。

< 区市町村における動物愛護管理への取組 >

動物飼養に関する問題の多くは、地域に密着したものであり、地域特性を踏まえた区市町村の取組が、迅速な問題解決や発生防止を可能にします。また、国の基本指針においても、すべての地方公共団体に動物愛護管理の普及啓発や飼い主への指導の役割が期待されています。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成や犬のしつけ方教室等、様々な取組が行われていますが、取組状況は区市町村によって異なります。

区市町村によっては、次のような先進的な取組を行っている自治体もあります。

- 動物飼養のマナー向上等を定めた条例の制定
- 猫の登録制度やペット新税を検討する懇談会の実施
- 独自の推進員制度の制定
- ふんの放置等を防止する環境美化条例の制定
- 犬や猫の正しい飼い方普及員制度の制定
- 町会・自治会等との連携による飼い主のいない猫対策の実施

具体的な取組課題

東京都と区市町村や動物愛護団体、地域住民等が連携・協働して、動物を巡る地域の課題解決を図っていく仕組みや体制づくりが必要です。

動物愛護推進員の研修の充実や区市町村との連携体制の整備等、動物愛護推進員活動への支援の充実

集合住宅における住民の合意に基づく動物飼養のルールづくりへの支援
一人暮らしの高齢者の動物飼養に伴う様々な問題防止に向けた仕組みづくり

飼い主のいない猫対策の都内全域への拡大

学校教育現場の動物飼養に関する活動への支援の充実

目指す姿

地域の動物愛護管理の問題と高齢者福祉や子どもの健全育成などの課題とが相互に関連し、相まって解決できる豊かなコミュニティの形成を目指します。

施策 - 11 動物愛護推進員の活動の活性化

(1) 区市町村と動物愛護推進員の連携推進（新規）

動物愛護推進員と区市町村との連携や地域の動物愛護推進員同士の協力体制を構築し、活動の活性化を図るため、動物愛護推進員の人材情報を活動分野別に整理し、区市町村に提供していきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
区市町村と推進員の連携推進	活動内容の調査 実施内容の検討 動物愛護推進協議会で検討 3月	区市町村との調整	区市町村へ提供			

(2) 動物愛護推進員の委嘱規模の見直し

動物愛護推進員の数は段階的に委嘱を行い、現在、約 300 名の規模を維持しています。今後、動物愛護推進員の活動領域の拡大に向けて、第 3 期委嘱の動物愛護推進員の任期が終了する平成 19 年度までの活動の状況を評価し、平成 20 年度に委嘱人数の規模の見直しを行います。

	動物愛護推進員委嘱数
15 年度	第 1 期 93 名
16 年度	第 2 期 102 名
17 年度	第 3 期 82 名
18 年度	第 4 期 127 名（再任を含む）

(3) 動物愛護推進員研修の充実と普及啓発

動物愛護推進員に対して、必要な知識習得やスキルアップのために、情報提供や研修を充実していきます。また、動物愛護推進員活動に対する都民の理解を高め、動物愛護推進員が地域で活動しやすくなるように、広報紙等を活用して動物愛護推進員の存在を広く普及していきます。

施策-12 集合住宅における動物の適正飼養の推進

(1) モデル規程の改定及び周知

平成6年度に作成した「集合住宅における動物飼養モデル規程」は、その後増加したペット飼養が可能な集合住宅における管理規約の整備に、重要な役割を果たしてきました。

これを踏まえ、集合住宅における飼い主責任の徹底を図るため、モデル規程を、犬の登録・狂犬病予防注射の徹底、動物由来感染症の予防、災害発生時対策に関する事項等を追加した内容に改訂し、集合住宅販売会社や管理会社等に提供していきます。

施策-13 高齢者の動物飼養への支援

(1) 動物飼養への指導及び一時預かりの仕組みの構築(新規)

動物を飼養する一人暮らしの高齢者が、突然の入院などで動物の飼養継続が困難になった場合の対応や、多頭飼養等による問題を未然に防止するため、動物愛護相談センターと福祉事務所や民生委員との連絡を密にして、高齢者の動物飼養に対する助言、指導を行うなどの支援を行っていきます。

また、動物愛護相談センターと動物愛護団体やボランティアが連携して、動物の飼養継続に支障が出た時、一時預かりを行う仕組みづくりを進めていきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
動物飼養への指導及び一時預かりの仕組みの構築		実施内容の検討	検討会の開催 関係部署、団体、 区市町村との調整	実施案の作成及び検証		本格実施

施策 - 14 地域の飼い主のいない猫対策の拡充

(1) 飼い主のいない猫対策の推進

飼い主のいない猫問題への取組が緒に就いたばかりの地域や、効果的対策が見出せずに苦慮している地域、子猫の引取り件数の多い地域を抱える区市町村に対し、都のガイドブックを参考とした取組の導入を支援したり、住民が主体的に取り組む地域を指定して、動物愛護相談センターが不妊去勢手術等の協力を行うなど支援策を充実していきます。

(2) 飼い主のいない猫対策の普及啓発

飼い主のいない猫対策が、単なるエサやりと誤解されたり、地域での対立を招いたりすることを防止するため、ボランティア等活動者に向けたパンフレット等を作成し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知していきます。

同時に、ボランティアが活動しやすい環境をつくるため、飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について都民の理解が進むよう、区市町村を通じた普及啓発を強化していきます。

(3) 公共施設等での飼い主のいない猫対策の取組推進(新規)

公園や河川敷、公共施設など、従来の住民主体の取組手法では解決できない地域で発生している猫の問題に対して、庁内関係局や施設等の管理者、区市町村、ボランティア等が協力して飼い主のいない猫対策を行うことができるよう、検討し支援していきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
公共施設等での飼い主のいない猫対策の取組推進	状況調査	取組内容の検討	モデル実施	本格実施		

※ 矢印は、状況調査(19)から取組内容の検討(20)へ、取組内容の検討(20)からモデル実施(21)へ、モデル実施(21)から本格実施(23)へ、本格実施(23)から24以降へと続きます。また、取組内容の検討(20)とモデル実施(21)の間には「関係部署との調整」として調整が行われます。

施策 - 15 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

(1) 成長過程に応じた普及啓発(新規)

動物愛護や動物由来感染症の予防等に関しては、学校で継続的に教えていくこと

が効果的です。関係局が連携して児童教育の専門家の意見を聞きながら子供の成長過程に応じた普及啓発内容を検討し、区市町村等へ提供していきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
成長過程に応じた普及啓発		内容の検討	普及啓発案作成			
		関係部署との調整		区市町村等へ提供		

(2) 動物愛護推進員との連携による教育現場での普及啓発(新規)

現在、動物愛護相談センターで実施している小学校における動物教室については、その実施体制を見直し、地域の動物愛護推進員と小中学校等が連携して実施できるよう、ノウハウの提供や区市町村との調整などの支援を行っていきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
推進員との連携による教育現場での普及啓発		実施体制の見直し		区市町村等との調整		
		動物教室への推進員の参加	推進員の研修		推進員による実施への支援	

(3) 学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施(新規)

学校で動物を飼養することは、子供達の情操を育むうえで重要なことですが、適切な取扱いがなされない場合は逆効果となってしまいます。このため、東京都獣医師会との連携により、教職員等を対象として動物の適正飼養や動物由来感染症に関する研修を実施していきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施		研修内容の検討		研修の実施		
		区市町村、獣医師会等との調整				

4 致死処分数減少への取組

現 状

< 致死処分数の減少と返還・譲渡・致死処分の状況 >

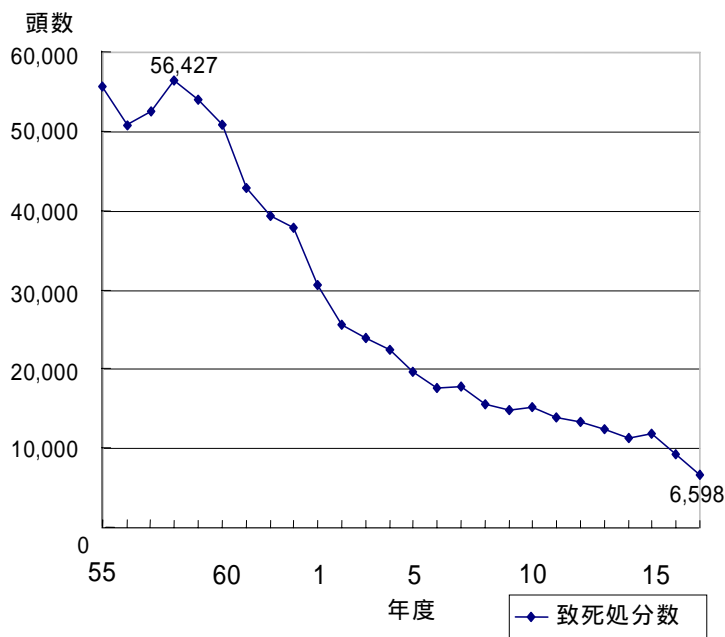
致死処分数の推移を見ると、ピーク時の昭和 58 年度の 56,427 頭に対して、平成 17 年度は 6,598 頭であり、約 9 分の 1 に減少しています。

平成 17 年度に捕獲・収容、引取りされた動物のうち、返還・譲渡された割合は、犬が 78.0%、猫が 4.2%であり、大きな差が生じています。

平成 17 年度、東京都が捕獲・収容、引取り等した動物 9,152 頭のうち、返還・譲渡されず、致死処分となった動物は 6,598 頭であり、猫が約 9 割を占めています。特に出生後間もない子猫を拾得した者からの引取りが多く、育成困難なため、譲渡もできず、致死処分となっています。

猫の場合は、未だに屋外飼養の猫や飼い主のいない猫による屋外での繁殖が多いためと考えられます。

致死処分数の推移



返還、譲渡、致死処分の頭数内訳
(平成 17 年度) (頭)

	返還	譲渡	致死処分	計
成犬	1,764	477	645	2,886
子犬	8	57	18	83
成猫	8	99	816	923
子猫	2	151	5,110	5,263
その他	1	1	9	11
計	1,783	785	6,598	9,166

捕獲・収容、引取りされた動物が次年度に返還、譲渡、致死処分されることがあるため、頭数の計は一致しない。

具体的な取組課題

動物の引取り数の減少、致死処分率の減少、返還譲渡率の増大を図る必要があります。

飼い主のいない猫対策等の取組強化による引取り数の更なる減少
動物愛護団体等のボランティアと協力した新たな譲渡の仕組みづくり

目指す姿

引取り収容された動物の生存を可能な限り追求していきます。

【数値目標】

- ◆ 動物の引取り数を平成 18 年度実績に比較して半減
- ◆ 致死処分数を平成 18 年度実績に比較して 55% 削減
- ◆ 犬の返還・譲渡率は、85% 以上に増加
- ◆ 猫の返還・譲渡率は、10% 以上に増加

$$\text{犬の返還譲渡率} = (\text{返還} + \text{譲渡}) \div (\text{引取り} + \text{収容} + \text{負傷動物収容}) \times 100$$

$$\text{猫の返還譲渡率} = (\text{返還} + \text{譲渡}) \div (\text{引取り} + \text{負傷動物収容}) \times 100$$

施策 - 16 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり

(1) 譲渡制度の見直しとボランティア団体との連携拡大

動物愛護相談センターに引取り、収容された犬、猫の譲渡数を増加させるための方策を検討します。譲渡に取り組むボランティア団体との連携・協働の拡大により、譲渡対象となる動物の基準や譲渡対象者の範囲などを見直しを行い、動物の譲渡を円滑に行うための仕組みを構築していきます。

(2) 譲渡制度の普及啓発（新規）

譲渡を継続的に推進していくためには、新たに犬や猫を飼い始めようとする人が、動物の入手先として動物愛護相談センターや譲渡事業を行う団体を選択することが、ごく普通のこととして行われるような社会にしていくことが必要です。このため、動物愛護相談センターから譲渡を受けた都民の体験談を公開するなどして、譲渡制度の認知度を高める方策を検討し実施していきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
譲渡制度の見直しとボランティア団体との連携拡大	基準等の見直し 関係団体との調整	新たな基準等での譲渡の実施				
譲渡制度の普及啓発	普及啓発内容の検討	譲渡制度の普及啓発実施				

5 都民と動物の安全の確保

現 状

< 動物由来感染症対策 >

ペットショップ等の動物を対象として、サルモネラや病原性大腸菌、エキノコックスなどの病原体保有状況調査を実施しています。

動物由来感染症の発生又は発生の疑いがある場合には、動物愛護相談センターが都保健所や健康安全研究センターと協力して、感染動物の流通調査、病原体の検査を実施しています。区保健所が行う動物への措置等についても、必要な支援を行っています。

動物由来感染症の発生又は発生疑いにより調査等を行った件数

年度	件数	感染症
平成 15 年度	6 件	サル痘 オウム病* ウエストナイル熱 重症急性呼吸器症候群 (SARS)
平成 16 年度	2 件	オウム病* 高病原性鳥インフルエンザ
平成 17 年度	7 件	細菌性赤痢 オウム病* レプトスピラ症*

* 人の患者発生があったもの

< 災害時対策 >

地域防災計画におけるペットに関する対策については、特別区では大多数が策定していますが、市町村では3市にとどまっています。

三宅島噴火災害動物救援センターでのボランティアの活動などから、災害時における被災動物の救護に対する認識の高さをうかがうことができます。

都内には多くの試験研究機関が存在していることから、災害時に有害な病原体等を接種された実験動物が施設から逸走した場合、人へ健康危害を与えることが危惧されます。

災害時のペット対策への取組状況 23区39市町村 (平成17年度末現在)

	実施済	検討中
地域防災計画におけるペット対策の策定	20区3市	2市
ペット対策のマニュアル等の作成	3区1市	1区
フード・ケージの備蓄	4区1市	1区
東京都獣医師会支部との協定	10区3市	9区

具体的な取組課題

動物由来感染症や災害等の発生に備えて、平常時から万全の対策を講じることにより、発生時において、飼い主と動物、そして都民の安全を確保するための対策を充実・強化する必要があります。

平常時における動物由来感染症の発生動向を把握するための体制の充実強化

感染症発生時を想定した動物の収容・隔離、検査等を確実に実施するための体制整備

特定動物の飼養者、動物取扱業者、実験動物や産業動物の管理者等に対する普及啓発及び指導の強化

東京都獣医師会、動物愛護団体、民間ボランティア等との緊密な連携による被災動物救援の体制づくり

目指す姿

「地域の一員」としての動物の存在が都民から受け入れられ、人と動物とが真に共生できる社会の実現を目指します。

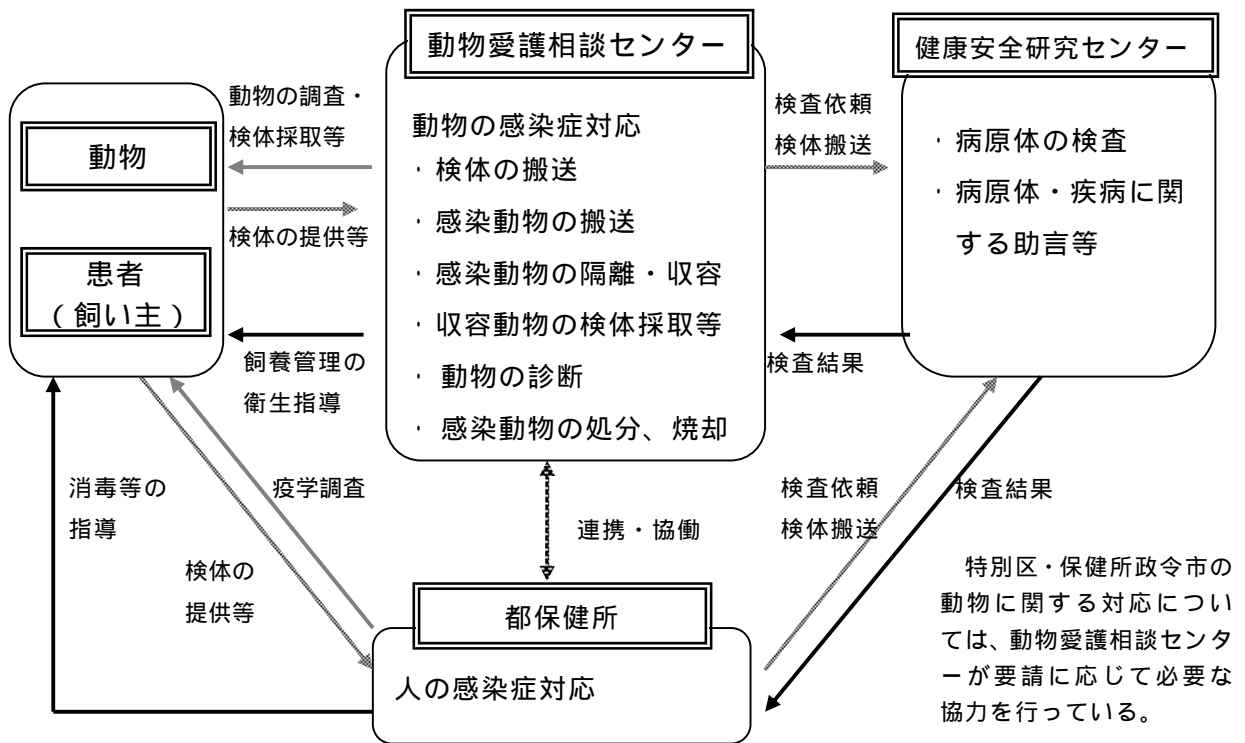
施策-17 動物由来感染症への対応能力の向上

(1) 対応マニュアルの作成（新規）

平成 18 年度に設置した動物由来感染症関係局連絡調整会議を活用して、感染症発生時に迅速に対応できるよう連絡体制を構築し、狂犬病発生時の対応マニュアルを作成するとともに、既存の動物由来感染症マニュアルの見直しを計画的に進めていきます。

また、感染症発生時に飼養動物等からの検体の採取や検査が円滑に行えるよう、動物愛護相談センターの対応体制を整備し、健康安全研究センターと連携した取組体制の充実を図ります。

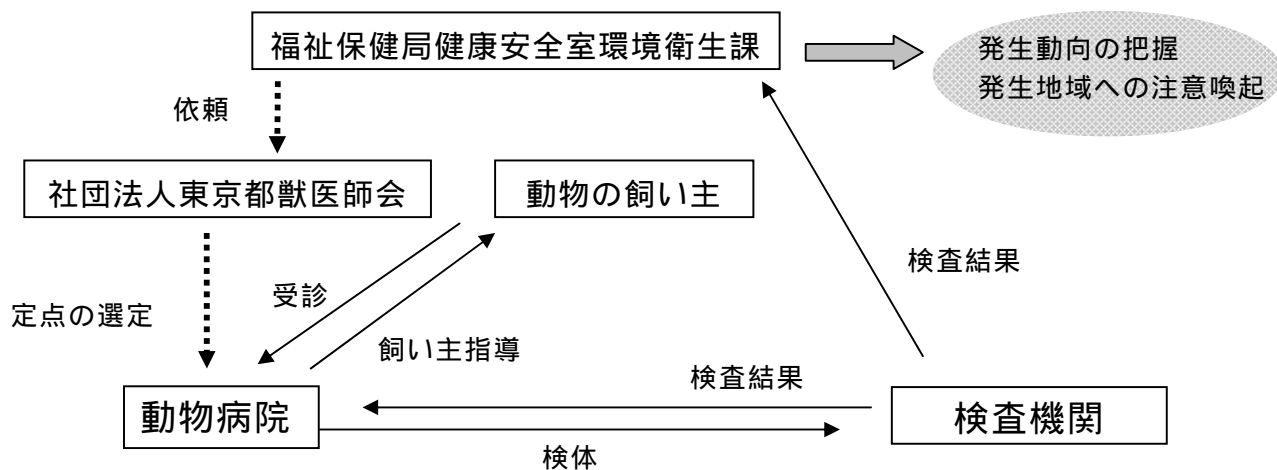
動物由来感染症発生時の対応体制



年度	19	20	21	22	23	24以降
対応マニュアルの作成	狂犬病対応 マニュアルの作成	訓練等	マニュアルの見直し 訓練等	訓練等	マニュアルの見直し 訓練等	

(2) 動物病院におけるモニタリング（新規）

動物由来感染症の動物での発生状況を把握するため、東京都獣医師会と協力して動物病院における感染症の診断状況を集約し、発生状況のモニタリングを実施します。



年 度	19	20	21	22	23	24 以降
動物病院におけるモニタリング	獣医師会との調整 実施要領作成	モニタリングの実施				

施策 - 18 動物由来感染症の普及啓発

(1) 感染症に関する知識の普及啓発

感染症が発生した場合の、知識不足による都民の不安やパニックを防止するため、平常時から、動物の取扱いと感染症の正しい知識に関して、パンフレット、ホームページ等による普及啓発を強化していきます。

施策-19 災害発生時の動物救援機能等の強化

(1) ボランティアネットワーク等の構築（新規）

災害による避難が長期化した場合に、飼い主不明の被災動物を新たな飼い主や一時預かりボランティアに円滑に引き継いでいくため、動物愛護団体や譲渡ボランティア、更には他縣市とのネットワークの構築を進めていきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
ボランティアネットワーク等の構築		実施内容の検討	検討会の開催	関係団体との調整	制度の周知、ボランティアの登録	

(2) 特定動物の災害時対策の徹底

災害発生時における特定動物の逸走を防止するため、特定動物飼養施設の監視の際に、飼い主に対して飼養施設の保守点検を徹底させ、逸走防止措置に関する指導を強化します。

(3) 動物取扱業者の災害時対策の徹底

飼養保管している動物の災害発生時における保護と管理について、平常時から避難場所の確保やマニュアルの準備などに主体的に取り組むよう、動物取扱業者への指導を徹底します。

(4) 実験動物・産業動物の災害時対策の徹底（新規）

実験動物施設では、病原体に感染した実験動物等が災害発生時に逸走しないように、日常の点検や逸走防止措置を定めた計画の作成を指導していきます。

また、産業動物飼養施設の管理者に対しては、災害発生時の動物の保護と逸走防止対策への取組を推進するよう、庁内関係局が区市町村と連携して普及啓発を図っていきます。

年 度	19	20	21	22	23	24 以降
実験動物・産業動物の災害時対策の徹底	実施内容の検討 ←→		計画の作成指導、普及啓発の実施 →			
		通知の発出				

施策 - 20 区市町村の災害時対策の推進

(1) 区市町村の防災計画やマニュアル整備の推進

災害発生時に、避難所に飼い主が連れて来た動物や、住民が避難した後、地域に残された動物への対応が的確に行われるよう、区市町村の防災計画や災害時動物対応マニュアルについて、作成モデルを提示するなどして、区市町村の取組が促進されるよう、支援を実施していきます。

第5 計画の推進

1 計画の周知

この計画を区市町村、関係機関及び関係団体に通知するとともに、広報、ホームページ等により広く都民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。

2 計画の実施体制の整備

(1) 動物愛護相談センターの対応能力の向上

動物取扱業の監視体制を充実するとともに、業態ごとの業務内容や取り扱われる動物種などの専門的な知識に関する所内研修を充実させ、動物監視員を計画的に育成していきます。

また、感染症発生時対応訓練等を実施して、緊急時における対応能力の向上を図るなど、動物の収容、隔離、検体採取を行う動物愛護相談センターの機能を強化し、発生時に備えます。

(2) 連絡調整機能の強化

各種会議の運営や情報提供を通じて、庁内関係局間の連絡調整機能を強化していきます。

(3) 調査研究の実施

動物の愛護管理と動物由来感染症に関して幅広く調査研究を行い、都や区市町村の施策に反映させていきます。

3 区市町村との連携推進

区市町村の主管課長会や担当者会において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や動物由来感染症に関する新しい情報・知見等の情報提供を行っていきます。

また、区市町村には獣医師等動物に関する知識を有する専門職員が少ないため、動物愛護管理担当者に対する実務研修や苦情相談対応マニュアルの作成、提供により、担当者の業務への取組を支援します。

4 関係団体との連携推進

財団法人日本動物愛護協会、社団法人日本動物福祉協会、社団法人日本愛玩動物協会、社団法人東京都家庭動物愛護協会、社団法人東京都獣医師会とは、引き続き緊密な連携を取りながら、適切な役割分担のもと協力して、本計画の着実な推進を図ります。

また、個別具体的な課題に対応するため、NPO法人やその他の動物愛護団体、個人ボランティアとの連携体制を整備していきます。

5 達成状況の評価と計画の見直し

東京都動物愛護推進協議会設置要綱において、「東京都が策定する動物愛護管理に関する計画等の進捗状況の評価・検討」を行うこととされています。本計画の達成状況は、東京都動物愛護推進協議会において分析、評価を行います。都は、協議会の定期的な評価と今後の社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。

